

議 案

第 3 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 6 年 6 月 6 日提出

第3回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
46	専決処分事項の承認について 令和5年度玉名市一般会計補正予算（第10号）	専決第2号 市長
47	専決処分事項の承認について 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第4号 市長
48	専決処分事項の承認について 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第5号 市長
49	専決処分事項の承認について 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第6号 市長
50	専決処分事項の承認について 令和6年度玉名市一般会計補正予算（第1号）	専決第7号 市長
51	令和6年度玉名市一般会計補正予算（第2号）	市長
52	令和6年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
53	令和6年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
54	令和6年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）	市長
55	令和6年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	市長
56	玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
57	玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
58	玉名市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	市長
59	玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について	市長
60	業務委託契約の締結について	市長
61	工事請負契約の変更について	市長
62	財産の取得について	市長
63	農業委員会委員の任命について	市長
64	農業委員会委員の任命について	市長
65	農業委員会委員の任命について	市長

66	農業委員会委員の任命について	市長
67	農業委員会委員の任命について	市長
68	農業委員会委員の任命について	市長
69	農業委員会委員の任命について	市長
70	農業委員会委員の任命について	市長
71	農業委員会委員の任命について	市長
72	農業委員会委員の任命について	市長
73	農業委員会委員の任命について	市長
74	農業委員会委員の任命について	市長
75	農業委員会委員の任命について	市長
76	農業委員会委員の任命について	市長
77	農業委員会委員の任命について	市長
78	農業委員会委員の任命について	市長
79	農業委員会委員の任命について	市長
80	農業委員会委員の任命について	市長
81	農業委員会委員の任命について	市長
82	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
83	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
報告3	令和5年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	市長
4	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	市長
5	令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市長
6	令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	市長

7	一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について	市長
8	有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について	市長
9	専決処分の報告について 専決第3号	市長

議第46号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第2号

専決処分書

令和5年度玉名市一般会計補正予算（第10号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

玉名市長 藏原 隆浩

議第47号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第4号

専決処分書

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の

普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に

係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分

金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、

同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第34条の9第1項」に、「、「前3条」を「前3条」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とす

る」に改める。

附則第10条の2中第21項を削り、第20項を第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規

則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第14条中「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」を「同条第1項」に改める。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の玉名市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第48号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第5号

専決処分書

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例

玉名市都市計画税条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。
附則第5項を削る。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第8項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第10項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第11項及び第12項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第13項及び第14項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第18項中「附則第10項、第11項」を「附則第11項」に改める。

附則第19項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の玉名市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分

までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第49号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第6号

専決処分書

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第25条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第50号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第7号

専決処分書

令和6年度玉名市一般会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月10日

玉名市長 藏原 隆浩

議第56号

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和6年6月6日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第93号）の一
部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「2,040円」を「2,000円」に改め、同号イ中
「1,020円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の玉名市重度心身障害
者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後に行われた診療に係る
医療費について適用する。

提案理由 熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正
に伴い、条例の整備を図るものである。

議第57号

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「1, 578ヘクタール」を「1, 580ヘクタール」に改め、同項第2号中「36, 200人」を「28, 900人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 公共下水道事業の経営規模の変更に伴い、条例の整備を図るものである。

議第58号

玉名市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月6日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市公共下水道条例の一部を改正する条例

玉名市公共下水道条例（平成17年条例第152号）の一部を次のように改正する。

第6条中「(以下「責任技術者」という。)が専属する」を「を置く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 指定工事店の要件を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第59号

玉名市過疎地域持続的発展計画の変更について

玉名市過疎地域持続的発展計画を別紙のように変更する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第60号

業務委託契約の締結について

本市は、次のとおり業務委託契約を締結するものとする。

令和6年6月6日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 玉名市道路台帳整備（デジタル化）業務 |
| 2 | 契 約 金 額 | 195,800,000円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 熊本市中央区花畑町12番1号
国際航業株式会社 熊本営業所
所長 鎌田 法雄 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第61号

工事請負契約の変更について

令和6年3月27日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|---------------|-------------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 新川漁港しゅんせつ工事 |
| 2 契 約 金 額 | (変更前) 255,200,000円
(変更後) 259,357,123円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町下沖洲844番地
株式会社土本建設
代表取締役 土本 倫生 |

提案理由 公共工事設計労務単価の特例措置の適用等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第62号

財産の取得について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和6年6月6日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 取得目的 | 小中学校での児童、生徒及び教職員用の機器に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | ディスプレイ等の機器類 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 取得予定価格 | 30,189,500円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市中1813番地
合資会社岱陽堂
代表社員 倉野尾 秀一 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第3条の規定による。

議第63号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

うえだ かつと
植田 勝登

2 略 歴

学 歴

昭和43年 3月

経 歴

昭和43年 4月

昭和45年12月

昭和46年 8月

平成10年 2月

平成20年 6月

平成26年 9月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第64号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

おやま かねあき
小山 包昭

2 略 歴

学 歴

昭和44年 3月

経 歴

昭和44年 4月

昭和46年 7月

平成23年 4月

平成23年 5月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第65号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

うえだ りゅうすけ
上田 龍介

2 略 歴

学 歴

昭和46年 3月

経 歴

昭和46年 4月

昭和50年 3月

昭和50年 8月

平成24年 3月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第66号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

むらかみ たかし
村上 孝

2 略 歴

学 歴

昭和46年 3月

経 歴

昭和47年 9月

昭和49年 3月

昭和49年 4月

昭和51年 3月

昭和51年 4月

昭和59年 9月

昭和60年 4月

平成25年 3月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第67号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

たかた ゆうこ
高田 優子

2 略 歴

学 歴

昭和44年 3月

経 歴

昭和45年 4月

昭和48年 8月

昭和48年12月

昭和50年 7月

昭和50年 8月

昭和51年12月

昭和52年 4月

昭和57年 5月

昭和58年 9月

平成27年10月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第68号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 [REDACTED]
[REDACTED]
しもかわ やすし
下川 安 [REDACTED]

2 略 歴

学 歴

昭和52年 3月 [REDACTED]

経 歴

昭和53年 4月 [REDACTED]

平成20年 4月 [REDACTED]

平成24年 4月 [REDACTED]

平成25年 4月 [REDACTED]

平成27年 3月 [REDACTED]

平成27年 8月 [REDACTED]

令和 3年 8月 [REDACTED]

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第69号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

じょうどい ゆきはる
上土井 幸治

2 略 歴

学 歴

昭和44年 3月

経 歴

昭和48年 4月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第70号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

みやなが よしかず
宮永 義一

2 略 歴

学 歴

昭和49年 3月

経 歴

昭和49年 4月

平成 5年 4月

令和 2年 6月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第71号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

さかもと まさとし
坂本 正敏

2 略 歴

学 歴

昭和49年 3月

経 歴

昭和49年 4月

昭和54年 1月

昭和54年 1月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第72号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ひがし えいじ
東 英治

2 略 歴

学 歴

昭和50年 3月

経 歴

昭和50年 4月

昭和53年 3月

昭和53年 4月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第73号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

■
ほんだ たみこ
本田 多美子 ■

2 略 歴

学 歴

昭和52年 3月 ■

経 歴

昭和52年 4月 ■

昭和55年 3月 ■

昭和55年 4月 ■

令和 3年 8月 ■

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第74号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

いけだ ひであき
池田 秀昭

2 略 歴

学 歴

昭和53年 3月

経 歴

昭和53年 4月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第75号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ふるた ともあき
古田 知明

2 略 歴

学 歴

昭和55年 3月

経 歴

昭和55年 4月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第76号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ごとう ゆういち
後藤 雄一

2 略 歴

学 歴

昭和55年 3月

経 歴

昭和57年 4月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第77号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

にしより まきたか
西依 雅孝

2 略 歴

学 歴

昭和55年 3月

経 歴

昭和55年 4月

平成21年 3月

平成21年 4月

平成26年 9月

平成26年10月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第78号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

さかど そういち
坂門 聡一

2 略 歴

学 歴

昭和59年 3月

経 歴

平成 元年 4月

平成18年 6月

平成27年 6月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第79号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 [Redacted]

うめだ せいじろう
梅田 政次郎

[Redacted]

2 略 歴

学 歴

平成 5年 3月

[Redacted]

経 歴

平成 7年 4月

[Redacted]

平成 9年 3月

[Redacted]

平成11年 4月

[Redacted]

平成24年 3月

[Redacted]

平成28年 4月

[Redacted]

令和 3年 8月

[Redacted]

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第80号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

たかもと まさき
高本 昌揮

2 略 歴

学 歴

平成10年 3月

経 歴

平成10年 4月

平成31年 1月

令和 3年 8月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第 8 1 号

農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

村上 孝夫

2 略 歴

学 歴

平成 1 1 年 3 月

経 歴

平成 1 1 年 3 月

令和 3 年 8 月

提案理由 農業委員会委員を任命するときは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要があるため。

議第82号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ひがし ころう
東 吾郎

2 略 歴

学 歴

平成10年 3月

経 歴

平成10年 4月

平成16年 3月

平成16年 4月

平成19年 6月

平成25年 7月

平成26年 4月

令和 5年 9月

提案理由 人権擁護委員日田匠氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第 83 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 6 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

村上 一則

2 略 歴

学 歴

昭和 53 年 3 月

経 歴

昭和 53 年 4 月

平成 28 年 3 月

令和 3 年 10 月

提案理由 人権擁護委員村上一則氏が、本年 9 月 30 日に任期満了のため。

報告第3号

令和5年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越計算書を調製し報告する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和5年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入特定財源					
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度事業(戸籍における読み仮名対応)	4,026,000	4,026,000		4,026,000					
		社会保障・税番号制度事業(マイナンバーカードへのローマ字表記等)	17,798,000	17,798,000		13,956,000				3,842,000	
3 民生費	1 社会福祉費	LPガス使用世帯支援事業	84,490,000	84,490,000		38,442,000				46,048,000	
		介護保険事業所物価等高騰対策事業	16,040,000	16,040,000		14,596,000				1,444,000	
		介護施設整備事業	9,314,000	9,314,000		9,314,000					
		住民税均等割世帯臨時特別給付金支給事業	204,622,000	29,278,000		29,278,000					
		子育て世帯臨時特別給付金支給事業	76,417,000	39,540,000		39,540,000					
4 衛生費	2 児童福祉費	保育所等物価高騰対策事業	4,295,000	4,295,000		1,954,000	2,147,000			194,000	
		1 保健衛生費	2,327,000	2,327,000		2,327,000					
6 農林水産業費	1 農業費	2 清掃費	24,640,000	24,200,000				21,700,000			2,500,000
		強い農業づくり総合支援交付金事業	42,863,000	42,863,000			42,863,000				
		産地生産基盤パワーアップ事業	147,381,000	147,381,000			147,381,000				
		畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業	20,387,000	20,387,000			18,552,000				1,835,000
		果樹総合対策事業	2,524,000	2,524,000					2,500,000		24,000
		農林水産業燃油価格緊急補填事業(農業)	68,419,000	68,419,000			62,261,000				6,158,000
		担い手確保・経営強化支援事業	14,300,000	14,300,000				14,300,000			
		農地利用効率化等支援交付金事業	2,968,000	2,968,000				2,968,000			
		土地改良事業	9,000,000	9,000,000					6,700,000		2,300,000
		土地改良事業(大開第2排水機場突発事故復旧事業)	165,176,000	165,176,000				125,400,000	35,700,000		4,076,000
土地改良事業(大正開排水機場突発事故復旧事業)	40,678,000	40,678,000				21,170,000	15,600,000		3,908,000		
団体営農農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)	38,618,000	38,618,000				24,715,000	7,200,000		6,703,000		

		団体営農業農村整備事業(集落基盤整備型)	3,000,000	3,000,000				1,920,000			1,080,000
	3	水産業費	2,100,000	2,100,000			1,911,000				189,000
7	1	商工費	5,160,000	5,149,920			4,468,000				681,920
		企業誘致促進事業	2,800,000	2,800,000							2,800,000
	1	土木管理費	7,871,000	7,871,000			3,936,000				3,935,000
8	2	道路橋りょう費	7,844,000	7,844,000			4,000,000		3,800,000		44,000
	5	都市計画費	30,000,000	30,000,000			13,505,000				16,495,000
	6	住宅費	1,000,000	1,000,000			500,000				500,000
10	1	教育総務費	52,980,000	52,980,000			13,922,000		38,500,000		558,000
	3	中学校費	247,759,000	247,759,000			23,472,000		175,100,000		49,187,000
		合計	1,356,797,000	1,144,125,920	0	0	290,646,000	392,178,000	306,800,000	0	154,501,920

報告第4号

令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したので、繰越計算書を調製し報告する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳					一般財源
						未収入特定財源				その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債	0		
1	総務管理費	介護人材育成支援事業	45,000	45,000							45,000
		合計	45,000	45,000	0	0	0	0	0	0	45,000

報告第5号

令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越するを要したたな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	754,175,000	436,395,000	317,780,000	国庫補助金 158,500,000 公共下水道事業債 144,700,000 損益勘定留保資金 14,580,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第6号

令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
1	資本的支出	1 建設改良費	144,200,000	69,200,000	75,000,000	国庫補助金 37,500,000 公共下水道事業債 35,600,000 損益勘定留保資金 1,900,000	0	0	世界的な半導体等の需要拡大に伴い、資材の調達困難等により事業を中断せざるを得ない期間が発生し、年度内の事業の完了が不可能となったため。

報告第7号

一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第8号

有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

